

随意契約締結状況(100万円以上)

[平成30年12月～平成31年1月]

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当課の名称及び所在地	随意契約の締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
1	北海道ブロック血液センター エックス線照射装置のエックス線管球の購入	総務部用度課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	平成30年12月4日	株式会社日立製作所ヘルスケア 北海道支店 札幌市中央区北4条東1丁目	¥9,331,200	同社は当該機器製造・保守業者であり、他社では取り扱いできないため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
2	北海道ブロック血液センター 冷蔵冷凍設備の自動ドアパッキンの交換工事	総務部用度課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	平成30年12月27日	日立アプライアンス株式会社 北海道サービスエンジニアリングセンタ 札幌市北区北九条西3丁目10番1号	¥1,512,000	同社は当該設備の施工業者であり、仕様を熟知していることから、迅速で確実な施工が可能であるため契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当(会計規則第36条第3項)。	
3	北海道赤十字血液センター大通出張所 大通献血ルーム増床に伴う採血室等改修工事	総務部用度課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	平成31年1月4日	株式会社丹青社 札幌支店 札幌市中央区北1条西3丁目-3 札幌MNビル	¥1,566,000	当献血ルームの設計監理を担当した業者であり、当献血ルームの仕様や構造を熟知しており、献血ルームの機能性とデザイン性を確保した改装工事をおこなう上で、競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	